

ボーナス、仕入、決済などの短期運転資金に！

季節資金のご案内

取扱期間 ①夏 6/1～8/31 ②冬 11/1～1/31

高崎市では、中小企業のみなさんの季節的な資金需要に応えるための低利な融資制度を設けています。ぜひご利用ください。

◆融資対象者◆

市内に本店（事業実績のないものは除く。）又は主たる事業所を有し、引き続き1年以上同一事業（中小企業信用保険法に定める特定事業）を行っている中小企業者（個人・会社）及び法人格を有する中小企業団体で、市税等を完納している方。

◆資金使途◆

ボーナス資金、商品・原材料の仕入、決済資金などの運転資金（ただし、納税資金は除きます。）

◆融資条件◆

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 融資限度額 | 夏期・冬期各3,000万円 |
| (2) 融資期間 | 6か月以内 |
| (3) 融資利率 | 1.4%以内（信用保証付きの場合は、1.2%以内） |
| (4) 担保・保証人 | 金融機関の定めるところによります。 |
| (5) 返済方法 | 分割返済（一括返済の場合は5か月以内） |

◆融資の申込み◆

直接、取扱金融機関の窓口で申し込んでください。

- (1) 取扱金融機関 銀行、信用金庫、信用組合の市内にある本支店
- (2) 申込みに必要な書類等

① 金融機関所定の用紙もしくは高崎市中企業等振興資金融資申請書（季節資金）

② <法人の場合> ・決算書（決算報告書の部分のみ）の写し
・市町村民税の確定申告書（第20号様式）の写し
【複数の市に事業所等を有する場合は、市町村民税の確定申告書における課税標準の分割に関する明細書（第22号の2様式）の写し】

<個人の場合> 確定申告書の写し

③ 市税に滞納のない証明（市役所資産税課・各支所税務課・各市民サービスセンターでお取りいただけます。）

お問合せは・・・

取扱各金融機関、または市商工振興課金融担当 ☎ 027-321-1258（直通）へ